

知って  
おきたい  
標準報酬制

第2回



# 10月からの保険料(掛金)はいくらになるの？

平成27年10月から、給与から控除される保険料(掛金)や年金、短期給付などの算定基礎が「標準報酬制」になります。このコーナーでは、毎回テーマを設定して「標準報酬制」の解説をします。

第2回は、標準報酬制に変わることによって保険料(掛金)が10月からいくらになるのか、モデルケースを用いてご説明します。

## ■比べてみよう！ 諸手当の違いで保険料は異なります

平成27年9月までは、同じ基本給であれば諸手当の額に違いがあっても一律に基本給の25%を諸手当分とみなして計算しているため、同じ保険料(掛金)です。しかし、平成27年10月からは、「標準報酬月額」をもとにして保険料(掛金)を算定しますので、同じ基本給であっても**諸手当の額の違いにより標準報酬月額が異なれば、異なる保険料(掛金)となります。**

基本給(給料の調整額、教職調整額含む)が同じ350,000円で、基本給に対する諸手当の割合が10%のAさんと30%のBさんで、保険料(掛金)の違いを見てみましょう。

| 例      | Aさん(諸手当の割合10%)  | Bさん(諸手当の割合30%)  |   |
|--------|-----------------|-----------------|---|
| 基本給    | 350,000円        | 350,000円        | …9月までの保険料(掛金)の計算に使用する額                                  |
| 諸手当の額  | 35,000円         | 105,000円        |   |
| 支給額    | 385,000円        | 455,000円        |   |
| 標準報酬月額 | (第22級) 380,000円 | (第25級) 470,000円 | …10月からの保険料(掛金)の計算に使用する額<br>(基本給に諸手当を加算して「標準報酬月額」を算定します) |

### 【平成27年9月】 保険料(掛金) = 基本給 × 掛金率

| 掛金率(注) |                              | Aさん     | Bさん     |
|--------|------------------------------|---------|---------|
|        |                              | 保険料(掛金) | 保険料(掛金) |
| 短期給付   | 5.075%<br>(4.06% × 1.25)     | 17,762円 | 17,762円 |
| 福祉事業   | 0.165%<br>(0.132% × 1.25)    | 577円    | 577円    |
| 共済年金   | 10.79875%<br>(8.639% × 1.25) | 37,795円 | 37,795円 |
| 合計     |                              | 56,134円 | 56,134円 |

(注) 掛金率には諸手当分(25%)が含まれています。



一元化

標準報酬制の導入、掛金率の改定  
退職等年金給付(年金払い退職給付)の新設

### 【平成27年10月】 保険料(掛金) = 標準報酬月額 × 掛金率

| 掛金率      |        | Aさん     |            | Bさん     |            |
|----------|--------|---------|------------|---------|------------|
|          |        | 保険料(掛金) | 増減(10月-9月) | 保険料(掛金) | 増減(10月-9月) |
| 短期給付     | 4.31%  | 16,378円 | (△ 1,384円) | 20,257円 | (2,495円)   |
| 福祉事業     | 0.141% | 535円    | (△ 42円)    | 662円    | (85円)      |
| 厚生年金     | 8.639% | 32,828円 | (△ 4,967円) | 40,603円 | (2,808円)   |
| 年金払い退職給付 | 0.75%  | 2,850円  | (2,850円)   | 3,525円  | (3,525円)   |
| 合計       |        | 52,591円 | (△ 3,543円) | 65,047円 | (8,913円)   |

新設

諸手当の割合が低いAさんの場合、掛金率の改定や年金払い退職給付に係る保険料(掛金)の新設がありますが、保険料(掛金)の合計は減少します。

諸手当の割合が高いBさんの場合、保険料(掛金)の合計は増加します。

## ■保険料（掛金）の増減を確認してみよう

標準報酬制で計算される平成27年10月の保険料（掛金）が、9月の保険料（掛金）と比べていくら増減するのか、基本給（給料の調整額・教職調整額を含む）が30万円、35万円、40万円のケースを例にまとめました。

### 【平成27年10月】

| 基本給<br>基本給に対する<br>諸手当の割合 | 30万円    |                | 35万円    |                | 40万円    |                |
|--------------------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|
|                          | 保険料（掛金） | 増減<br>（10月－9月） | 保険料（掛金） | 増減<br>（10月－9月） | 保険料（掛金） | 増減<br>（10月－9月） |
| 10%                      | 47,055円 | △ 1,061円       | 52,591円 | △ 3,543円       | 60,895円 | △ 3,260円       |
| 15%                      | 47,055円 | △ 1,061円       | 56,743円 | 609円           | 65,047円 | 892円           |
| 20%                      | 49,823円 | △ 1,707円       | 56,743円 | 609円           | 65,047円 | 892円           |
| 25%                      | 52,591円 | 4,475円         | 60,895円 | 4,761円         | 69,200円 | 5,045円         |
| 30%                      | 52,591円 | 4,475円         | 65,047円 | 8,913円         | 73,351円 | 9,196円         |
| 35%                      | 56,743円 | 8,627円         | 65,047円 | 8,913円         | 73,351円 | 9,196円         |
| 40%                      | 56,743円 | 8,627円         | 69,200円 | 13,066円        | 77,503円 | 13,348円        |

- ※ 1 保険料（掛金）は、「短期給付」「福祉事業」「厚生年金」「年金払い退職給付」の合計額です。
- ※ 2 40歳以上65歳未満の方については、別途、介護保険の保険料（掛金）が加算されます（平成27年9月…基本給×0.612%、27年10月…標準報酬月額×0.521%）。

諸手当の割合が異なっても標準報酬月額や保険料（掛金）が同じ場合もあります。

### さらに詳しく確認したい方は……

当共済組合のホームページに、平成27年10月からの標準報酬月額と保険料（掛金）が算定できるExcelファイルを掲載しています。

<http://www.kouritu.go.jp/>

トップページ ➡ **ピックアップコンテンツ「被用者年金制度の一元化に関する情報をまとめています」**

制度開始時の平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額は、**平成27年6月に支給された報酬\***をもとに**決定**しますので、6月の給与明細を参考にExcelファイルに入力してください。

\*報酬とは、基本給と諸手当（扶養手当、地域手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、義務教育等教員特別手当等）を合算した額のことです。なお、通勤手当と寒冷地手当は1カ月分に換算して加算します。  
育児休業中の方などについては、休業前の報酬などをもとに決定します。



●次回『共済フォーラム12月号』では標準報酬月額の随時改定について、ご説明します。

### 台風……英語が転じて、台となる

嵐のような天候を、日本では昔から野の草を吹き分ける風という意味で「野分き」と呼んでいたが、明治時代になると英語の「typhoon」が取り入れられ、「タイフーン」とカタカナ表記するようになった。気象用語として正式に使われるようになると、「颱風」という漢字が当てられていたが、戦後、当用漢字が使われるようになり、「台風」に置き換えられた。

はみだしキーワード  
由来